

富山県脳卒中情報システム事業実施要領

第1条 目的

富山県における脳卒中患者の発症と診療状況に関する情報を継続的に収集・保管（登録）し、地域における脳卒中患者の実態及びリハビリテーション実施状況を把握し、今後の脳卒中对策に活用する。

第2条 実施主体

本事業は、富山県が実施する。

第3条 対象

脳卒中と診断され、県内において脳卒中の急性期治療を行う医療機関及び回復期病床を有する医療機関に入院した全ての患者（死亡を含む。）を対象とする。

第4条 実施方法

1 対象者の登録

医師は、入院患者がこの事業の対象であると診断したときは、その患者が退院した時点で、各医療機関において、別添「脳卒中情報システム事業患者登録要領」に基づき、脳卒中情報システムへ入力し、登録を行う。

2 個人情報の取扱いについて

医療機関での脳卒中患者登録に際して、本事業は個人情報の保護に関する法律第18条第3項に該当することから、患者本人の同意を得ずに登録を行うことを可能とする。また、登録情報の富山県への提供については、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第3号及び第69条第2項第4号に基づき、患者本人同意を得ずに、情報を提供することを可能とする。

第5条 患者登録情報による保健活動への活用

- 1 県健康課は、登録により得られた集計結果を、富山県の脳卒中对策の基礎資料として活用する。
- 2 厚生センター等は、登録により得られた集計結果を、管内の脳卒中对策の基礎資料として活用する。
- 3 市町村は、登録により得られた集計結果を、脳卒中对策の基礎資料として活用する。

第6条 情報センター

- 1 脳卒中の罹患数、有病数等の把握のため、公益社団法人富山県医師会に情報センターを設置する。
- 2 情報センターは、登録情報について、記入漏れ、疑義、不明事項などを点検し、必要がある場合は、登録を行った医師等に問い合わせのうえ、所要事項を補整する。
また、疫学的データの集計・解析等を定期的に行い、県健康課に報告する。

県健康課は、これを市町村、厚生センター、医療機関などに速やかに還元する。

- 3 情報センターは、登録を行った医療機関を確認し、登録 1 件あたり 440 円の謝金支払事務を行う。
- 4 情報センターに脳卒中情報システム運営委員会を設置する。
- 5 脳卒中情報システム運営委員会は、疫学的データ等に基づいて脳卒中情報システムの推進に必要な協議を行う。

第7条 評価

「脳卒中情報システム事業」に関する評価は、脳卒中情報システム運営委員会において行う。

第8条 情報の利用

- 1 報告書に公表されている情報以外の情報を、保健、医療及び学術研究のため利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、その目的、内容等を記載した申請書（様式1号）を厚生部長に提出しなければならない。
- 2 厚生部長は前項の申請に基づく個人情報等の利用について、必要に応じ脳卒中情報システム運営委員会と協議したうえで、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、申請者に承認書（様式2号）及び関係資料を交付する。
 - （1） 個人情報等の利用が、脳卒中の予防対策及び保健、医療水準の向上に寄与するものであること。
 - （2） 利用する個人情報等が、利用目的を達成するうえで必要な最小限度の範囲内のものであること。
 - （3） 申請者が、過去に登録票を提出した医師、または運営委員会が推薦した医師等であること。
 - （4） 申請者が、提供された情報の利用及び管理を適切に行うことができる者であること。
- 3 厚生部長は、前項の承認にあたり、利用の方法等について必要に応じ次の条件を付することができる。
 - （1） 秘密の保持
 - ア 提供された個人情報は、第三者に漏らしてはならない。
 - イ 提供された個人情報から知り得た個人並びに医療機関に対し、直接接触してはならない。
 - （2） 目的外使用の禁止
交付された資料は、申請書に記載された研究目的以外に使用してはならない。
 - （3） 保 管
交付された資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。

(4) 研究結果の報告

ア 研究結果の公表にあたっては、事前にその内容の写しを1部厚生部長に提出しなければならない。

イ 研究論文中に、富山県脳卒中情報システム事業より得られた情報であることの旨を記載しなければならない。

ウ 印刷論文の別冊を1部厚生部長に提出しなければならない。

(5) その他必要な事項

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、厚生部長が協議会と協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附側

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。